

2020 私立高校 授業料減免について

●授業料別の授業料減免の例

授業料	保護者収入	就学支援金(国)	授業料の 2/3	授業料減免(県)	減額合計	家庭負担
24,000 円	590 万未満	24,000 円		0 円	24,000 円	0 円
	590 万以上 640 万未満	9,900 円		14,100 円	24,000 円	0 円
	640 万以上 750 万未満	9,900 円	16,000 円	6,100 円 (16,000-9,900)	16,000 円	8,000 円 (授業料の 1/3)
	750 万以上 910 万未満	9,900 円		0 円	9,900 円	14,100 円
	910 万以上	0 円		0 円	0 円	24,000 円

授業料	保護者収入	就学支援金(国)	授業料の 2/3	授業料減免(県)	減額合計	家庭負担
30,000 円	590 万未満	30,000 円		0 円	30,000 円	0 円
	590 万以上 640 万未満	9,900 円		20,100 円	30,000 円	0 円
	640 万以上 750 万未満	9,900 円	20,000 円 上限の 17,700 円が適用	7,800 円 (17,700-9,900)	17,700 円	12,300 円 (授業料の 41%)
	750 万以上 910 万未満	9,900 円		0 円	9,900 円	20,100 円
	910 万以上	0 円		0 円	0 円	30,000 円

授業料	保護者収入	就学支援金(国)	授業料の 2/3	授業料減免(県)	減額合計	家庭負担
33,000 円	590 万未満	33,000 円		0 円	33,000 円	0 円
	590 万以上 640 万未満	9,900 円		23,100 円	33,000 円	0 円
	640 万以上 750 万未満	9,900 円	22,000 円 上限の 17,700 円が適用	7,800 円 (17,700-9,900)	17,700 円	15,300 円 (授業料の約 46%)
	750 万以上 910 万未満	9,900 円		0 円	9,900 円	23,100 円
	910 万以上	0 円		0 円	0 円	33,000 円

授業料	保護者収入	就学支援金(国)	授業料の 2/3	授業料減免(県)	減額合計	家庭負担
39,000 円	590 万未満	33,000 円		6,000 円	39,000 円	0 円
	590 万以上 640 万未満	9,900 円		29,100 円	39,000 円	0 円
	640 万以上 750 万未満	9,900 円	26,000 円 上限の 17,700 円が適用	7,800 円 (17,700-9,900)	17,700 円	21,300 円 (授業料の約 55%)
	750 万以上 910 万未満	9,900 円		0 円	9,900 円	29,100 円
	910 万以上	0 円		0 円	0 円	39,000 円

※国の就学支援金は 33,000 円が上限(私立通信制は 24,750 円、高専は 1~3 年次で 19,550 円)となる。

※県の授業料減免額は、①年収 640 万未満が「授業料から国の就学支援金を差し引いた額」(授業料の額にかかわらず無償化)で、②年収 640 万以上 750 万未満が「授業料の 2/3 から国の就学支援金を差し引いた額」となる。ただし、授業料の 2/3 には 17,700 円という上限があるため、年収 640 万以上 750 万未満のほとんどの場合において、県の減免額は 7,800 円(17,700 円から国の就学支援金 9,900 円を差し引いた額)となる。

※保護者の収入は目安であり、実際には保護者の算定基準額の合計で減免額は決定される。算定基準額は「市町村民税の課税所得額(課税標準額)×0.06-市町村民税の調整控除額(政令指定都市に市民税を納付している場合は調整控除の額に 3/4 を乗じる)」で求める。なお、課税標準額や調整控除額は課税証明書にて確認できる。課税証明書に記載がない場合は、マイナポータルにて確認が可能だが、マイナンバーカードが必要となる。

●算定基準額と保護者収入の目安

市町村民税課税所得額(課税標準額)×0.06－市町村民税調整控除額 (政令指定都市に市民税を納付している場合は調整控除の額に 3/4 を乗じる)	保護者収入の目安	授業料減免額 (国と県を合わせて)
154,500 円未満	590 万未満	全額 (無償化)
154,500 円以上 175,500 円未満	590 万以上 640 万未満	全額 (無償化)
175,500 円以上 227,100 円未満	640 万以上 750 万未満	授業料の 2/3 か 17,700 円のいずれか低い方
227,100 円以上 304,200 円未満	750 万以上 910 万未満	9,900 円 ※国の就学支援金のみ
304,200 円以上	910 万以上	なし

●家族状況に応じた所得基準に相当する年収の目安

保護者の 就労状況	子どもの状況 (青字の「高校生」は受験生本人を表す)	国の就学支援金 9,900 円 が支給される年収の上限 ※一覽の 910 万円に相当	国の就学支援金 33,000 円 が支給される年収の上限 ※一覽の 590 万円に相当
保護者の一方が 働いている場合	子 1 人(高校生) ※扶養控除対象者が 1 人	約 910 万円未満	約 590 万円未満
	子 2 人(高校生・中学生以下) ※扶養控除対象者が 1 人	約 910 万円未満	約 590 万円未満
	子 2 人(高校生・高校生) ※扶養控除対象者が 2 人	約 950 万円未満	約 640 万円未満
	子 2 人(高校生・大学生) ※扶養控除対象者と特定扶養控除対象者が各 1 名	約 960 万円未満	約 650 万円未満
	子 3 人(高校生・大学生・中学生以下) ※扶養控除対象者と特定扶養控除対象者が各 1 名	約 960 万円未満	約 650 万円未満

※両親の内、非生計維持者は配偶者控除対象になっているものとして算出。

保護者の 就労状況	子どもの状況 (青字の「高校生」は受験生本人を表す)	国の就学支援金 9,900 円 が支給される年収の上限 ※一覽での 910 万に相当	国の就学支援金 33,000 円 が支給される年収の上限 ※一覽での 590 万に相当
保護者が 共働きの場合	子 1 人(高校生) ※扶養控除対象者が 1 人	約 1030 万円未満	約 660 万円未満
	子 2 人(高校生・中学生以下) ※扶養控除対象者が 1 人	約 1030 万円未満	約 660 万円未満
	子 2 人(高校生・高校生) ※扶養控除対象者が 2 人	約 1070 万円未満	約 720 万円未満
	子 2 人(高校生・大学生) ※扶養控除対象者と特定扶養控除対象者が各 1 名	約 1090 万円未満	約 740 万円未満
	子 3 人(高校生・大学生・中学生以下) ※扶養控除対象者と特定扶養控除対象者が各 1 名	約 1090 万円未満	約 740 万円未満

※両親の収入は同額になっているものとして算出。